

広島県選挙管理委員会告示第六十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、広島市選挙管理委員会、廿日市市選挙管理委員会、江田島市選挙管理委員会及び安芸太田町選挙管理委員会から報告があった。

平成十九年八月二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
広島市東地域交流センター	広島市東区尾長東一丁目一四番一〇号	平成一九年五月一七日
陽光台集会所	廿日市市陽光台四丁目一〇番地七	平成一九年六月二日
江田島市農村環境改善センター	江田島市能美町鹿川二〇一一番地二	平成一九年六月二日
上本郷老人集会所	山県郡安芸太田町大字戸河内九〇六番地一	平成一九年五月一日
土居ふれあい集会所	山県郡安芸太田町大字土居二二番地	平成一九年五月一日
下本郷集会所	山県郡安芸太田町大字戸河内四七五番地	平成一九年五月一日